

障がいのある人を対象とした各種手当制度のご案内

いずれの制度も利用には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

制度名	対象	手当額
① 在宅重度心身障害児者等介護手当	おおむね次の障がいを有する65歳未満の在宅重度心身障がい児者などの常時介護を要する人と同居し、月20日以上介護している人 ●身体障害者手帳1級・2級 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳1級所持者および特定疾患者 ※審査あり。介護保険サービスを利用している場合は対象外	●通所・通学 月額1万円 ●常時在宅 月額2万円
② 特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者で、おおむね次の障がい重複する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の1級・2級 ●知能指数おおむね20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※審査あり。施設などへ入所している場合は対象外	月額2万8,840円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
③ 障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児で、おおむね次の障がいを有する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳の1級・2級 ●知能指数おおむね20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※審査あり。施設などへ入所している場合は対象外	月額1万5,690円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
④ 特別児童扶養手当	おおむね次の障がいを有する20歳未満の重度・中度の心身障がい児を監護している父母または養育している人 【1級障がい】 ●身体障害者手帳1・2級の一部、下肢3級の一部 ●療育手帳A ●上記と同程度以上の状態にある人(精神障がいなど) 【2級障がい】 ●身体障害者手帳3・4級の一部 ●療育手帳Bの一部 ●上記と同程度以上の状態にある人(精神障がいなど) ※施設などへ入所している場合は対象外	●1級 月額5万5,350円 ●2級 月額3万6,860円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり
⑤ 在宅重度重複障害者介護見舞金	次の全てを満たす人 (1)療育手帳Aの交付を受けている人 (2)身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障がい区分の2つ以上に当てはまる人 ●視覚障害1級・2級 ●聴覚障害2級 ●肢体不自由1級・2級 ●内部障害1級 ※施設などへ入所している場合は対象外(入院は支給対象)	月額2万円 ※請求者と扶養義務者(両親兄弟姉妹など)の所得制限あり

■問合せ ①～④ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256・77・8172
⑤ 三条地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 ☎0256・36・2232

軽自動車税(種別割)の減免申請を受け付けます

身体に障がいのある人が、自家用車などを所有し使用する場合に、軽自動車または普通自動車いずれか1台に限り、減免を受けることができます。なお、障がいの区分や自動車検査証上の名義人によっては、減免の対象にならない場合もあります。

【軽自動車税(種別割)の減免】

■申請期間 4月26日(金)～5月24日(金)

■持ち物 申請書/運転免許証の写し/マイナンバーカードまたは通知カード/軽自動車税(種別割)納税通知書(5月14日(火)以前に申請する場合は不要)/身体障害者手帳または療育手帳など/自動車検査証の写し/通院・通学証明書など(運転する人が障がい者本人でない場合。ただし同一生計者に限る)
※通院証明書については前年度に減免を受けている人であれば診察券でも可

■その他 普通自動車の減免については、新潟地域振興局 県税部三条収税課(☎0256・36・2212)へお問い合わせください。

■問合せ・申請窓口
税務課 市民税2係
(市役所2階7・8番窓口)
☎0256・77・8144

とっても便利!

証明書などの交付サービスをご利用ください



●コンビニ交付サービス

■問合せ 市民課 窓口係 ☎0256・77・8122

マイナンバーカードやスマートフォンを利用して、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機から、住民票や印鑑登録証明書などを取得できるサービスです。

証明書	コンビニ交付での手数料	窓口での手数料
・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	300円	450円
・住民票 ・印鑑登録証明書 ・所得証明書 ・課税証明書 ・戸籍の附票	200円	300円

👍 **ここがポイント!**

土・日曜日・祝日でも毎日午前6時30分～午後11時まで、窓口よりおトクな手数料で証明書を取得できます。

また、1人での外出や代理申請が困難な人は・・・

●証明書等宅配サービスがご利用いただけます

■利用対象者

次のア～エのいずれかに該当し、1人での外出や代理申請が困難と認められる人

ア 世帯員全員が65歳以上の人

イ 身体障害者手帳(肢体不自由、視覚障がい)または療育手帳の交付を受けている人

ウ 要介護認定を受けている人

エ ア～ウいずれかと同等の状態にあると認められる人

■予約受付時間

月～金曜日(祝日および年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分



	サービスの内容	問合せ先
交付	・戸籍謄(抄)本 ・住民票 ・印鑑登録証明書	市民課 窓口係 ☎0256・77・8122
	・所得証明書 ・課税証明書	税務課 市民税1係 ☎0256・77・8142
受付	・納税証明書	収納課 管理係 ☎0256・77・8155
	・身体障害者手帳 ・療育手帳の申請	社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256・77・8172
	・介護保険被保険者証の再交付申請	長寿福祉課 介護保険係 ☎0256・77・8177
	・健康診査、がん検診等申込書(住民検診世帯調査票)	健康づくり課 健康推進係 ☎0256・77・8182

燕・分水サービスコーナーの業務は令和7年3月末で終了します

燕・分水サービスコーナーでは、証明書の交付や市税などの収納業務を行ってまいりましたが、市税などのコンビニ納付やキャッシュレス決済の普及、証明書発行・窓口申請のデジタル化に伴い、年々利用者数が減少しています。このことから、**令和7年3月31日(月)**をもってサービスコーナーの各業務を終了します。ご利用されている皆さまのご理解とご協力をお願いします。

現在のサービスコーナー取扱業務は、次の取扱場所です。

サービスコーナーの取扱業務	サービスコーナー終了後の取扱場所
証明書の交付	コンビニ交付サービス(マイナンバーカードが必要)、市役所各担当窓口
税金・保険料・水道・下水道料金などの納入	コンビニ納付、金融機関、口座振替、市役所各担当窓口、水道局
粗大ごみシールの販売	環境センター(焼却場)、市役所 生活環境課
おでかけきららん号回数券の販売	おでかけきららん号の車内、おでかけきららん号予約センター(燕市民交流センター内)、市役所 都市計画課など

■問合せ 市民課 市民生活係 ☎0256・77・8107